

議案説明資料

【 目 次 】

- **報告第 4 号**
専決処分の報告について（八幡浜市市税条例の一部を改正する条例の制定について）…………… p. 1
- **報告第 6 号**
専決処分の報告について（八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）…………… p. 6
- **議案第 33 号**
（仮称）八幡浜児童センター新築工事（建築主体工事）請負契約の締結について p. 8
- **議案第 34 号**
公共施設照明 L E D 化業務（第Ⅱ期）委託契約の締結について…………… p. 15
- **議案第 35 号**
道路等照明灯 L E D 化業務委託契約の締結について…………… p. 17

令和 8 年 4 月
(令和 8 年 4 月 2 1 日提出)

報告第 4 号関係

件名	専決処分の報告について (八幡浜市市税条例の一部を改正する条例の制定について)
担当課	総務企画部 税務課
根拠法令等	・ 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) (以下「法」という。) ・ 地方税法施行令 (昭和 25 年政令第 245 号) (以下「令」という。) ・ 地方税法施行規則 (昭和 29 年総理府令第 23 号) (以下「規則」という。)
施行日	令和 8 年 3 月 31 日 (下記【改正内容】の表の「法令・施行日」欄に「※施行日」の記載のあるものについては、当該記載の年月日)

【改正概要】**1 個人住民税**

- ・ 住宅ローン控除の適用期限の延長
住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和 12 年入居分まで 5 年間延長

2 軽自動車税

- ・ 軽自動車税 (環境性能割) の廃止に伴い、「軽自動車税 (種別割)」を「軽自動車税」とする。
* 環境性能割は、県税の自動車取得税の廃止に伴い導入されたもので、三輪以上の軽自動車の取得に対して課税され、賦課徴収業務は県が行っている。令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止。

3 固定資産税

- ・ 免税点の見直し (令和 9 年 4 月 1 日施行)
物価指数等が上昇していることを踏まえ、固定資産税 (家屋及び償却資産) の免税点を見直す。
※土地については、前回見直し時 (平成 3 年) と比較した場合の地価下落を考慮して据え置き。
* 家屋: 現行 20 万円→30 万円、償却資産: 現行 150 万円→180 万円に引き上げ
- ・ 新築住宅に係る税額の減額措置の拡充・延長
床面積要件の下限を 40 m²以上 (現行 50 m²以上) に引き下げるとともに、一定の災害ハザードエリアを特例対象外とする立地要件見直しを行った上、適用期限を 5 年延長する。
(現行) 新築住宅に係る固定資産税について、最初の 3 年度分 (3 階建以上で耐火構造の住宅は 5 年度分)、税額の 1/2 を減額する。
- ・ バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る税額の減額措置の拡充・延長
対象を特別特定建築物全般に広げ、適用期限を 3 年延長
* 特別特定建築物…既存建築物バリアフリー改修事業の国の補助を受けたもの)

【改正内容】

	条例番号・見出し	法令・施行日	改正の概要
	第 18 条の 3 【納税証明事項】	規則第 1 条の 9	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
	第 19 条 (2) (3) 【納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金】	法第 463 条の 2① 法第 463 条の 24①	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
市 民 税	第 33 条 【所得割の課税標準】	法第 313 条⑫	○ 法改正にあわせて改正 ※ 特定大口株主配当等の特定配当等への追加
	第 34 条の 7 【寄附金税額控除】	法附則 5 条の 6③④ ※R10.1.1 施行	○ 法改正にあわせて改正 ※ 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正
	第 36 条の 2 【市民税の申告】	法第 317 条の 2① ※R9.1.1 施行	○ 法律改正にあわせて改正 項ずれの反映 ○ 規定の整備
	第 36 条の 3 の 2 【個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書】	法第 317 条の 3 の 2① ※R9.1.1 施行	○ 法律改正にあわせて改正 項ずれの反映
	第 36 条の 3 の 3 【個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書】	法第 317 条の 3 の 3 ※R9.1.1 施行	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正
	附則第 6 条 【特定一般医療薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例】	法附則第 4 条の 5③ ※R9.1.1 施行	○ 法律改正にあわせて改正 適用期限の延長に伴う改正
	附則第 7 条の 3 【個人の市民税の住宅借入金特別税額控除】	法附則第 5 条の 4	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う改正
	附則第 7 条の 3 の 2 【個人の市民税の住宅借入金特別税額控除】	法附則第 5 条の 4 の 2 ※R9.1.1 施行 (適用期限の延長の部分に限る)	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所用の整備及び適用期限の延長に伴う改正
附則第 7 条の 4 【寄附金税額控除における特例控除額の特例】	法附則 5 条の 5 ※R10.1.1 施行 (復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正の部分に限る。) ※金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律 (令和八年法律第 号) の施行の日の属する年の翌々年の一月一日施行 (特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う所用の整備の部分に限る。)	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正 ※ 特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う所用の整備	

市民税	附則第 8 条 【肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例】	法附則第 6 条④⑤	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所用の整備及び適用期限の延長に伴う改正
	附則第 9 条の 2	法附則第 7 条の 3③④ ※R10.1.1 施行	○ 法改正にあわせて改正 ※ 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正
	附則第 16 条の 3 【上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例】	法附則第 33 条の 2⑦	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所用の整備
	附則第 16 条の 4 【土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例】	法附則第 33 条の 3⑦	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所用の整備
	附則第 17 条 【長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例】	法附則第 34 条	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所用の整備
	附則第 17 条の 2 【優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例】	法附則第 34 条の 2 ※R10.1.1(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直しに伴う改正の部分に限る。)	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し及び適用期限の延長に伴う改正
	附則第 18 条 【短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例】	法附則第 35 条⑧	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所用の整備
	附則第 19 条 【一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例】	法附則第 35 条の 2⑧	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所用の整備
	附則第 19 条の 3 【特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例】	法附則第 35 条の 3 の 6 ※金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日施行	○ 法規定の新設にあわせて新設 ※ 特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い新設
	附則第 20 条 【先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例】	法附則第 35 条の 4⑤	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所用の整備
附則第 20 条の 2 【特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例】	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条⑨	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所用の整備	
附則第 20 条の 3 【条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例】	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第 3 条の 2 の 2⑩	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所用の整備	

固定資産税	第 63 条 【固定資産税の免税点】	第 351 条 ※ R9.4.1 施行	○ 法律改正にあわせて改正
	附則第 10 条の 2 【法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合】	法附則第 15 条	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置の新設等 ※ 項ズレの反映
	附則第 10 条の 3 【新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告】		○ 法令改正にあわせて改正
	附則第 10 条の 4 【令和 2 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等】	法附則第 16 条の 2	○ 法令改正にあわせて改正 ※ 規程の整備
軽自動車税	第 80 条①～③ 【軽自動車税の納税義務者等】	法第 443 条①～③	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
	第 81 条①～④ 【軽自動車税のみなす課税】	法第 444 条①～④	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
	第 81 条の 3 【環境性能割の課税標準】	法第 450 条	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
	第 81 条の 4 【環境性能割の税率】	法第 451 条①～⑥	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
	第 81 条の 5 【環境性能割の徴収の方法】	法第 453 条	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
	第 81 条の 6 ①② 【環境性能割の申告納付】	法第 454 条①②	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
	第 81 条の 7 ①～③ 【環境性能割に係る不申告等に関する過料】	法第 457 条	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
	第 81 条の 8 ①② 【環境性能割の減免】	法第 461 条	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
	第 82 条 【種別割の税率】	法第 463 条の 15①	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
	第 83 条①② 【種別割の賦課期日及び納期】	法第 463 条の 16 法第 463 条の 17	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
	第 85 条 【種別割の徴収の方法】	法第 463 条の 18①～③	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正

軽自動車税	第 87 条①～③ 【種別割に関する申告又は報告】	法第 463 条の 19①② 法第 463 条の 20①②	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
	第 88 条 【種別割に係る不申告等に関する過料】	法第 463 条の 21 法第 463 条の 22①～③	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
	第 89 条①～③ 【種別割の減免】	法第 463 条の 23	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
	第 90 条①②④⑤ 【身体障害者等に対する種別割の減免】	法第 463 条の 23	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
	第 91 条②⑦ 【原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等】	法第 463 条の 18③	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
	附則第 15 条の 2 ①～④ 【軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例】	法附則第 29 条の 9①～⑤	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
	附則第 15 条の 3 【軽自動車税の環境性能割の減免の特例】	法附則第 29 条の 10①②	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
	附則第 15 条の 4 【軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例】	法附則第 29 条の 11	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
	附則第 15 条の 5 【軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付】	法附則第 29 条の 16①②	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
	附則第 15 条の 6 ①② 【軽自動車税の環境性能割の税率の特例】	法附則第 29 条の 18①②	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
	附則第 16 条①～④ 【軽自動車税の種別割の税率の特例】	法附則第 30 条①～④	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正
附則第 16 条の 2 ①～③ 【軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例】	法附則第 30 条の 2①～③	○ 法律改正にあわせて改正 ※ 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正	

報告第 6 号関係

件名	専決処分の報告について (八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
担当課	総務企画部 税務課
根拠法令等	・ 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) (以下「法」という。) ・ 地方税法施行令 (昭和 25 年政令第 245 号) (以下「令」という。)
施行日	令和 8 年 4 月 1 日

【改正概要】

- ・ 子ども・子育て支援納付金の新設
- ・ 課税限度額の引上げ及び規定の整備

【改正内容】

条例番号・見出し	対応する法令 (下線はR8改正有)	改正の概要
第2条 【課税額】	法第703条の4 <u>令第56の88の2</u>	*課税限度額の引上げ 基礎課税限度額 「66万円」→「67万円」 子ども・子育て支援納付金課税限度額 「3万円」(新設)
第9条の4～ 第9条の7 【子ども・子育て支 援納付金課税額】	法第703条の4	*子ども・子育て支援納付金課税額の設定 所得割 0.23% 均等割 1,000円 平等割 1,100円 18歳以上均等割 70円
第23条 【国民健康保険税の 減額】	法第703条の5 <u>令第56の88の2</u> 令第56の89	*軽減措置に係る軽減判定所得の基準額の見直し 5割軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定にお いて被保険者等の数に乗すべき金額 「30万5,000円」→「31万円」 2割軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定にお いて被保険者等の数に乗すべき金額 「56万円」→「57万円」 *18歳未満被保険者に係る均等割の減額 当該被保険者均等割額に相当する額を減額
附則第3項～ 附則第14項 【国民健康保険税の 課税の特例】	法第703条の4	*子ども・子育て支援納付金の創設に伴う所要の措置

【参考1 課税限度額】

年度	基礎課税額	後期高齢者支援 金等課税額	介護納付金課税 額(40歳～64歳)	子ども・子育て支 援納付金課税額	合計
令和7年度 (現行)	66万円	26万円	17万円	-	109万円
令和8年度 (改正後)	67万円 (+1万円)	26万円 (据え置き)	17万円 (据え置き)	3万円 (+3万円)	113万円 (+4万円)

【参考2 軽減判定所得基準算定式】

	令和7年度（現行）	令和8年度（改正後）
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	変更なし
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(30万円5,000円×被保険者数 [※])以下	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(31万円×被保険者数 [※])以下
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(56万円×被保険者数 [※])以下	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)+(57万円×被保険者数 [※])以下

※被保険者数には、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人も含む。

件名	(仮称)八幡浜児童センター新築工事(建築主体工事)請負契約の締結について
担当課	総務企画部 財政課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号 ・八幡浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年条例第52号)第2条

【概要】

1. 工事番号 08国補子建委第4号-1
2. 工事名称 (仮称)八幡浜児童センター新築工事(建築主体工事)
3. 工事期間 令和8年4月 日 ~ 令和9年3月1日
4. 予定価格 411,155,800円(内消費税等37,377,800円)
5. 請負金額 405,900,000円(内消費税等36,900,000円)
6. 請負業者 堀田建設株式会社
7. 施工場所 八幡浜市大黒町
8. 工事概要 延床面積 793.41㎡ 木造2階建て
【建築主体工事】
 1. 建築工事 1.0式
 2. 外構工事 1.0式
9. 全体工事(参考)

(建築主体工事)	堀田建設(株)	405,900,000円
(電気設備工事)	(株)デンカ	78,805,100円(別途発注)
(機械設備工事)	(株)井上設備工業	57,242,680円(別途発注)
計		541,947,780円

一般競争入札結果調書

入札執行担当課 財政課

（工事番号） 08国補子建委第4号-1
 工事名 （仮称）八幡浜児童センター新築工事（建築主体工事）
 工事箇所 八幡浜市大黒町
 入札日時 令和 8年 4月 7日(火) 午前10時00分
 落札者 堀田建設(株)(愛媛県八幡浜市郷1番耕地12番地1)
 落札金額 ￥405,900,000- [税込]
工事の着手及び 契約日の翌日～令和 9年 3月 1日(月)
完成年月日
 工事概要 児童センター新築工事
 工事種別 建築一式
 予定価格 ￥373,778,000- [税抜]
 調査基準価格 ￥343,875,760- [税抜] (事後公表)

他

入 札 者		第 1 回			
氏 名	住 所	入 札 高			
堀田建設(株)	愛媛県八幡浜市郷1番耕地12番地1	落札 369,000,000 円	落札率 98.7%		
小西建設(株)	愛媛県八幡浜市古町二丁目1番15号	370,900,000 円			
		円			
		円			
		円			

上記金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）が会計法規上の申込みに係る価格である。

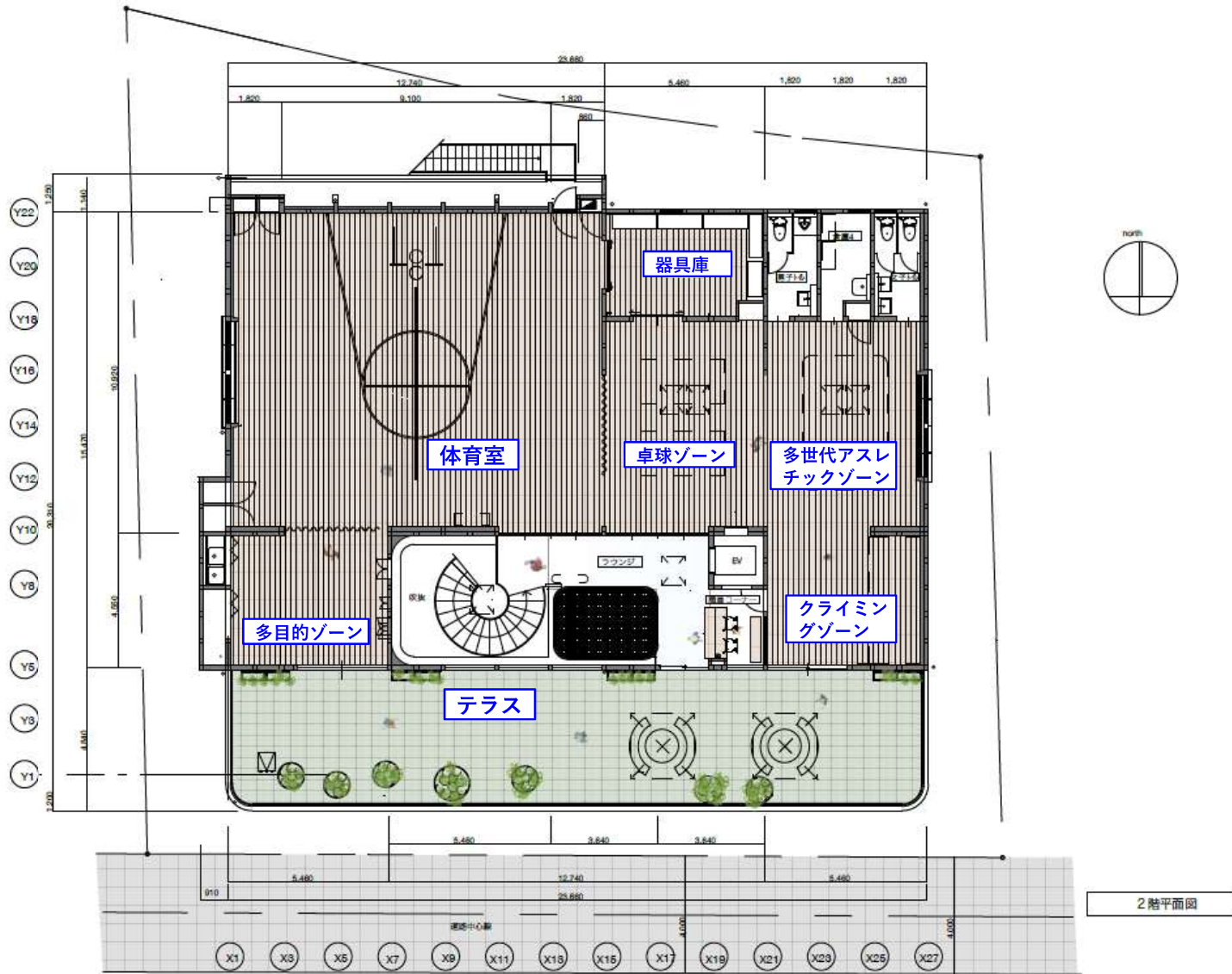
(仮称) 八幡浜児童センター新築工事 (建築主体工事)

【位置図】

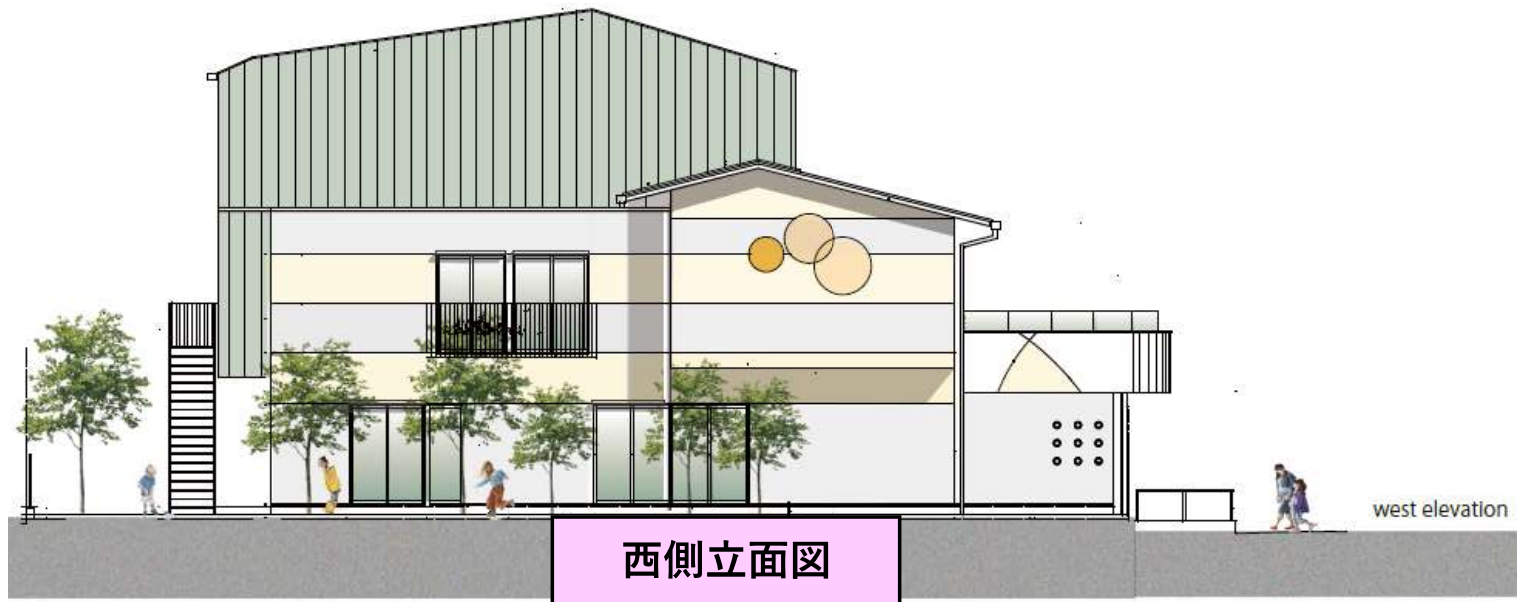




1階平面図



2階平面図





南側立面圖

件名	公共施設照明LED化業務（第Ⅱ期）委託契約の締結について
担当課	市民福祉部 生活環境課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号 ・八幡浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第52号）第2条

公募型プロポーザル審査方式による審査結果について

業務名：公共施設照明LED化業務（第Ⅱ期）

対象施設：保内幼稚園 ほか81施設

審査日：令和8年3月18日（水）

委託候補者：大和リース株式会社グループ

代表事業者 大和リース株式会社松山支店（松山市宮田町186番地4）

構成員 パロットビーク株式会社（東京都新宿区四谷三丁目13番地）

光映電工株式会社（八幡浜市郷4番耕地370番地9）

株式会社デンカ（八幡浜市産業通12番20号）

委託金額：¥407,708,323－ [税込]

委託期間：契約締結日の翌日から令和14年3月31日

調査・施工：契約締結日の翌日から令和9年3月31日

維持管理：令和9年4月1日から令和14年3月31日

業務概要：現地調査、施工、維持管理

業務種別：業務委託

委託上限額：¥497,994,000－ [税込]

評価結果：

	提案者①
	<p>大和リース株式会社グループ</p> <p>代表事業者：大和リース株式会社松山支店</p> <p>構成員：パロットビーク株式会社</p> <p>光映電工株式会社</p> <p>株式会社デンカ</p>
評価点	508点／600点
金額	407,708,323円

施設一覧：

No.	施設名称	No.	施設名称	No.	施設名称
1.	保内幼稚園	31.	杖之浦自治公民館	61.	清水町自治公民館
2.	千丈保育所	32.	大内浦自治公民館	62.	駄場自治公民館
3.	川上保育所	33.	高城自治公民館	63.	西之河内上自治公民館
4.	日土保育所	34.	古町自治公民館	64.	西之河内下自治公民館
5.	真穴保育所	35.	栗野浦自治公民館	65.	鼓尾自治公民館
6.	双岩保育所	36.	八代自治公民館	66.	両家・枇杷谷自治公民館
7.	白浜保育所	37.	国木自治公民館	67.	里東自治公民館
8.	神山児童クラブ	38.	川舞自治公民館	68.	里西自治公民館
9.	千丈児童クラブ	39.	矢野町自治公民館	69.	舟来谷自治公民館
10.	江戸岡児童クラブ	40.	八代団地自治公民館	70.	大竹自治公民館
11.	白浜児童クラブ	41.	中津川自治公民館	71.	旧日土東小学校体育館
12.	宮内児童クラブ	42.	真網代自治公民館	72.	旧川之内小学校体育館
13.	喜須来児童クラブ	43.	上泊自治公民館	73.	旧双岩中学校体育館
14.	川の石児童クラブ	44.	白石自治公民館	74.	旧青石中学校体育館
15.	キッズケア・しらはま	45.	舌間自治公民館	75.	磯崎体育館体育館
16.	中央公民館保内別館	46.	松尾自治公民館	76.	喜木津体育館体育館
17.	舌田地区公民館	47.	郷自治公民館	77.	旧舌田小学校体育館
18.	神山地区公民館	48.	城高自治公民館	78.	神山小学校
19.	白浜地区公民館	49.	喜木町自治公民館	79.	保内中学校
20.	日土東地区公民館	50.	磯岡自治公民館	80.	旧磯崎小学校
21.	双岩地区公民館	51.	須川里自治公民館	81.	学校給食センター
22.	真穴地区公民館	52.	奥自治公民館	82.	武道館
23.	川上地区公民館	53.	琴平自治公民館		
24.	川之内地区公民館	54.	本町自治公民館		
25.	江戸岡地区公民館	55.	赤網代自治公民館		
26.	千丈地区公民館高野地分館	56.	内之浦自治公民館		
27.	磯津地区公民館	57.	雨井自治公民館		
28.	神越自治公民館	58.	西町自治公民館		
29.	中浦自治公民館	59.	楠町自治公民館		
30.	大平自治公民館	60.	和田町自治公民館		

財 源：脱炭素推進事業債（充当率：90%、交付税措置率：50%）

特記事項：

- ・業務委託方式による一括発注によって従来の公共工事に比べ約4割の経費削減を見込む。
- ・有利な起債を活用し、実質負担は約228,658千円
- ・削減効果は電気代 約22,677千円/年、温室効果ガス 約370.12t-CO2/年

※削減効果は提案書より抜粋

件名	道路等照明灯LED化業務委託契約の締結について
担当課	市民福祉部 生活環境課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号 ・八幡浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第52号）第2条

公募型プロポーザル審査方式による審査結果について

業務名：道路等照明灯LED化業務

対象施設：市道 ほか25施設

審査日：令和8年3月18日（水）

委託候補者：大和リース株式会社グループ

代表事業者 大和リース株式会社松山支店（松山市宮田町186番地4）

構成員 パロットビーク株式会社（東京都新宿区四谷三丁目13番地）

光映電工株式会社（八幡浜市郷4番耕地370番地9）

株式会社デンカ（八幡浜市産業通12番20号）

委託金額：¥269,878,478－ [税込]

委託期間：契約締結日の翌日から令和14年3月31日

調査・施工：契約締結日の翌日から令和9年3月31日

維持管理：令和9年4月1日から令和14年3月31日

業務概要：現地調査、施工、維持管理

業務種別：業務委託

委託上限額：¥357,874,000－ [税込]

評価結果：

	提案者①
	大和リース株式会社グループ 代表事業者：大和リース株式会社松山支店 構成員：パロットビーク株式会社 光映電工株式会社 株式会社デンカ
評価点	514点／600点
金額	269,878,478円

施設一覧：

No.	施設名称	No.	施設名称
1.	市道等	14.	松蔭小学校グラウンド
2.	要田公園	15.	白浜小学校グラウンド
3.	夢永コミュニティー公園	16.	江戸岡小学校グラウンド
4.	琴平公園	17.	神山小学校グラウンド
5.	神越公園	18.	千丈小学校グラウンド
6.	平家谷公園	19.	日土小学校グラウンド
7.	であい公園	20.	川上小学校グラウンド
8.	漁港施設	21.	真穴小学校グラウンド
9.	港湾施設内	22.	喜須来小学校グラウンド
10.	王子の森公園グラウンド	23.	川の石小学校グラウンド
11.	北浜公園多目的グラウンド	24.	宮内小学校グラウンド
12.	愛宕山テニスコート	25.	八代中学校グラウンド
13.	日土東グラウンド	26.	保内中学校グラウンド

財 源：脱炭素推進事業債（充当率：90%、交付税措置率：50%）

特記事項：

- ・業務委託方式による一括発注によって従来の公共工事に比べ約4割の経費削減を見込む。
 - ・有利な起債を活用し、実質負担は 約151,528千円
 - ・削減効果は電気代 約33,242千円/年、温室効果ガス 約2,138.4t-CO2/年
- ※削減効果は提案書より抜粋

参考

【水産物地方卸売市場照明LED化業務】

評価結果：

	提案者①
	大和リース株式会社グループ 代表事業者：大和リース株式会社松山支店 構成員：パロットビーク株式会社 光映電工株式会社 株式会社デンカ
評価点	351点/400点
金額	19,213,200円